

大阪市汚泥処理施設整備運営事業
入札説明書

令和4年4月

大阪市

目 次

第 I 章 本書の位置付け.....	1
第 II 章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
第 III 章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 募集及び選定の方法.....	7
2 募集及び選定スケジュール.....	7
3 入札参加手続き等.....	8
4 入札参加に当たっての留意事項.....	16
5 入札参加者の参加資格要件.....	22
6 審査及び選定手続き.....	26
7 落札者決定後の手続き.....	27
第 IV 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項.....	29
1 基本的な考え方.....	29

2	民間事業者の責任の履行確保に関する事項	29
3	事業の実施状況の監視及び改善要求措置	30
4	業務の履行の検査等	30
5	保険	30
第 V 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項		31
1	事業対象施設の立地に関する事項	31
2	本事業の対象施設の概要	31
3	本事業の対象施設の規模	33
第 VI 章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項		34
1	疑義が生じた場合の措置	34
2	管轄裁判所の指定	34
第 VII 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項		34
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	34
2	本事業の継続が困難となった場合の措置	34
第 VIII 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		35

1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	35
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	35
3 その他の支援に関する事項	35
第 IX 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	36
1 議会の議決	36
2 その他.....	36

添付書類

別紙

- 別紙 1 対象施設の立地条件
- 別紙 2 本事業の対象施設
- 別紙 3 市と事業者間の業務分担
- 別紙 4 維持管理運営業務サービス対価
- 別紙 5 配付資料リスト

別添資料

- 別添資料 1 低入札価格根拠資料作成要領
- 別添資料 2 低入札価格根拠資料
- 別添資料 3 「提案書の内容に関する説明会」実施について

第Ⅰ章 本書の位置付け

本入札説明書は、大阪市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「大阪市汚泥処理施設整備運営事業」を実施するにあたり、入札参加者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提出書類の作成に当たっては入札説明書等を精読の上、遺漏の無いように努めること。また、入札説明書等と、先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針に関する質問回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 事業契約書（案）

第Ⅱ章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市汚泥処理施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

(ア) 舞洲スラッジセンター

(イ) 平野下水処理場

イ 種類

(ア) 下水道施設

(3) 公共施設等の管理者

大阪市長 松井 一郎

(4) 事業目的

市では、12か所の下水処理場で発生した汚泥を消化し、送泥ネットワークを通じて舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の2拠点へ送泥し、集中処理を行っている。

現在は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉※¹と平野下水処理場に設置している汚泥溶融炉※²及び汚泥炭化炉※³で汚泥を処理しているが、そのうち汚泥溶融炉は老朽化による維持管理費の増加が課題となっており、改築が必要となっている。

本事業は、舞洲スラッジセンターの汚泥処理施設（此花下水処理場に設置している付帯設備※⁴の改築を含む）と平野下水処理場の汚泥処理施設の改築及び運転管理、保守管理、修繕、有効利用（運搬含む）等（以下、「維持管理・運営」という。）を一体的に行うことで、スケールメリットを活かした長期的かつ安定的な汚泥処理を実現し、環境にも配慮しながら、下水道事業の継続性を確保するとともに、事業にかかるライフサイクルコストの最適化を図ることを目的とする。事業の実施にあたっては、事業者には施設の形式や規模・台数など自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業となることにも期待するものである。

なお、本事業はPFI法に基づき実施するものである。なお、資金は市が調達する。

※¹、※² 現在の運営は、公設公営で実施中であり、本事業の改築対象である。

※³ PFI法に基づいた事業で実施中であり、本事業の対象外である。

※⁴ 付帯設備とは、再生水送水ポンプ設備及びこれに必要な設備を示す。

(5) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下、「汚泥処理施設」という。）は、以下のとおりである。

ア 舞洲スラッジセンター

脱水機施設、汚泥資源化施設、脱水分離液処理施設を対象とし、建屋は現施設のまま活用するものとする。

イ 平野下水処理場汚泥処理施設（以下、「平野下水処理場」という。）

脱水機施設、汚泥資源化施設、脱水分離液処理施設※を対象とし、別途契約されている大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業（汚泥炭化炉）部分は含まない。

※ 平野下水処理場の脱水分離液処理施設は、既設施設の維持管理・運営のみ対象とする。

(6) 事業方式

本事業の事業方式は、PFI法に基づき市が調達する資金で汚泥処理施設の改築を行った後、当該施設の所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり維持管理・運営を実施するBTO（Build Transfer Operate）事業とする。なお、選定された事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）により一体的に管理運営するものとする。

(7) 事業範囲

本事業の範囲は、汚泥処理施設にかかる以下の業務とする。

- ア 施設の設計・建設（試運転および性能試験を含む）
- イ 維持管理・運営
- ウ 事業者が設置する建築物の維持管理
- エ 事業計画書の作成、実施体制の確保
- オ モニタリング
- カ 危機管理
- キ 環境対策
- ク 市が行う事業の受託者及び事業者等への協力
- ケ 本事業を履行するために必要な許認可及び届出
- コ 本事業に必要な既設設備の撤去
- サ 第三者への説明協力対応
- シ その他の業務※

※ 本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含み、詳細な実施条件については、要求水準書に示す。

(8) 事業期間

- ア 本事業の事業期間

全体事業期間：令和5年3月から令和30年9月末（予定）※

※ 最後に完成した施設の引渡し後から20年間とするため、事業者の提案により変更となることがある。

※ 事業の開始日は、事業契約締結日（令和5年3月下旬）とする。

- (ア) 建設期間

令和10年9月末を改築期間（試運転を含む）の最終期限とし、建設の手順は、事業者の提案によるものとするが、以下の要件を満足すること。

(要件)

- 施工期間中において、汚泥処理に必要な能力を確保し、下水処理に影響を与えない提案とすること。
- 舞洲スラッジセンター、平野下水処理場及び此花下水処理場の同時施工は可とする。

- 施工手順は、既存施設の維持管理^{*}を考慮したものとし、市は既設施設の停止を以下のとおり予定している。なお、要求水準書に示す条件において事業者の提案によりこれ以前に停止することも可能とする。

※ 既設維持管理費は、要求水準書（別紙）に示す。

令和 8 年度末

舞洲スラッジセンター	既設汚泥溶融施設 2 炉
平野下水処理場	既設汚泥溶融施設

令和 10 年 9 月末

舞洲スラッジセンター	既設汚泥脱水施設、既設汚泥溶融施設 3 炉、既設脱水分離液処理施設
平野下水処理場	既設汚泥脱水施設

(イ) 維持管理・運営期間

最後に完成した施設の引渡し後から 20 年間とする。

イ 事業期間終了時の取扱い

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継ぎなどが必要となる場合は、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任により本事業が円滑に引き継がれるよう適切な対応を行わなければならない。

(9) 事業者の収入

市は、事業者に対して、対象とする汚泥処理施設の改築、維持管理・運営に対するサービス対価を支払うものとし、詳細は、事業契約書（案）に示す。

ア 施設建設費(サービス対価 A)

市は、事業者に対して、設計業務及び建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。ただし、下記(ア)から(オ)までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

(ア) 各会計年度の支払いは、市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が認定した額の 10 分の 9 を上限とする。

(イ) 事業者からの求めがあった場合、市は予算の範囲内で以下の割合を超えない範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書（案）に示す。

A. 設計業務（サービス対価 A-1・サービス対価 A-2 にかかる）

当該年度の出来高予定額の 10 分の 3 以内とする。

B. 建設業務（サービス対価 A-1・サービス対価 A-2 にかかる）

当該年度の出来高予定額の10分の4以内とする。

- (ウ) 施設建設業務期間中において、施設が完成し、維持管理・運営が開始されるまでに市が実施する施設の完成検査に合格し、市へ施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。
- (エ) 物価変動による改定等の詳細は、事業契約書（案）に示す。
- (オ) 各会計年度における支払限度額及び出来高予定金額については、当初契約金額から次の比率により算出した額とする。

項目	施設建設業務（サービス対価 A）				
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	4.0%	5.5%	5.5%	7.5%	6.4%

項目	施設建設業務（サービス対価 A）				合計
	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	3.0%	0.4%	0.4%	0.4%	33.1%※

※出来高予定額は、予算の都合等により変更することがある。

※サービス対価の総合計（サービス対価 A+B+C）における割合（%）を示す。

イ 建設期間中維持管理・運営業務に係る対価（サービス対価 B）

市は、事業者に対して、建設期間中維持管理・運営に係る対価を建設期間中維持管理・運営期間にわたって事業者の計画する業務の内容に従い、最大4回/年（四半期に1回）の範囲で支払う。

- (ア) 物価変動による改定等の詳細は、事業契約書（案）に示す。
- (イ) 各会計年度における支払限度額及び出来高予定金額については、当初契約金額から次の比率により算出した額とする。

項目	建設期間中維持管理・運営業務（サービス対価 B）				
	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	0%	0%	0%	0%	2.0%

項目	建設期間中維持管理・運営業務（サービス対価 B）				合計
	令和 10 年				
支払限度額	—				—
出来高予定額	1.0%				3.0%※

※出来高予定額は、予算の都合等により変更することがある。

※サービス対価の総合計（サービス対価 A+B+C）における割合（%）を示す。

ウ 維持管理・運營業務に係る対価(サービス対価 C)

市は、事業者に対して、維持管理・運営に係る対価を維持管理・運営期間にわたって事業者の計画する業務の内容に従い、最大4回/年(四半期に1回)の範囲で支払う。

(ア) 物価変動による改定等の詳細は、事業契約書(案)に示す。

(イ) 各会計年度における支払限度額及び出来高予定金額については、当初契約金額から次の比率により算出した額とする。

項目	維持管理・運營業務(サービス対価 C)				
年度	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	1.6%	3.1%	3.1%	3.1%	3.0%

項目	維持管理・運營業務(サービス対価 C)				
年度	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	3.0%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%

項目	維持管理・運營業務(サービス対価 C)				
年度	令和20年	令和21年	令和22年	令和23年	令和24年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	3.3%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

項目	維持管理・運營業務(サービス対価 C)				
年度	令和25年	令和26年	令和27年	令和28年	令和29年
支払限度額	—	—	—	—	—
出来高予定額	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

項目	維持管理運營業務(サービス対価 C)				合計
年度	令和30年				
支払限度額	—				—
出来高予定額	1.7%				63.9%※

※出来高予定額は、予算の都合等により変更することがある。

※サービス対価の総合計(サービス対価 A+B+C)における割合(%)を示す。

(10) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、規則、条例等を含む)等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書に示す。

第 III 章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、PFI 法第 7 条に基づき特定事業として選定された本事業に対して、参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することとする。

なお、本事業は政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

スケジュールの詳細、変更などについては、市のホームページ掲載などにおいて公表する。

時 期		内 容
令和 4 年 (2022 年)	4 月 1 日	入札公告(入札説明書等の公表)
	4 月 13 日～22 日	入札説明書等に関する質問の受付(第 1 回)
	6 月 3 日	入札説明書等に関する質問回答(第 1 回)
	6 月 6 日～10 日	参加表明書の受付、資格確認申請書の受付
	6 月 22 日	資格確認結果の通知
	6 月 23 日～30 日	現地見学会の受付
	7 月 4 日～8 日	現地見学会の開催
	7 月 11 日～8 月 3 日	入札説明書等に関する質問の受付(第 2 回)
	9 月 9 日	入札説明書等に関する質問回答(第 2 回)
	10 月 24 日～11 月 1 日	入札書及び提案書の受付
	11 月 4 日	開札
	11 月下旬	基礎審査結果の通知
	11 月下旬	入札参加者による提案書説明会
令和 5 年 (2023 年)	1 月上旬	落札者の決定及び公表
	2 月上旬	基本協定の締結
	3 月下旬	事業契約の締結

3 入札参加手続き等

(1) 入札説明書等の公表

令和4年4月1日（金）に市のホームページにおいて、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び様式集などの入札説明書等を公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付、回答公表

入札説明書等についての質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

第1回：令和4年4月13日（水）午前9時から令和4年4月22日（金）午後5時まで

第2回：令和4年7月11日（月）午前9時から令和4年8月3日（水）午後5時まで

イ 提出方法

質問について、簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式1～様式6）に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、入札説明書等に関する質問書（様式1～様式6）が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

また、第2回の質問受付については、参加表明書を提出した入札参加者の代表企業のみ質問書の提出ができるものとする。

ウ 質問及び意見の送付先アドレス

第IX章2（2）を参照

エ 電子メール到着確認に関する問合せ先

第IX章2（2）を参照

オ 提出書類

入札説明書等に関する質問書（様式1～様式6）

文書形式は、Microsoft Excel（Windows版、バージョンは2016で対応可能なもの）とすること。

カ 回答方法

質問に対する回答は、以下の予定日に市ホームページにて公表する。ただし、質問者名は公表しない。また、電話等による問合せには一切応じない。

キ 回答公表予定日

第1回質問回答：令和4年6月3日（金）

第2回質問回答：令和4年9月9日（金）

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥

当であると市が判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(3) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

参加表明書及び資格確認申請書については、複数の企業で構成されるグループで提出するものとし、代表企業が提出するものとする。

ア 提出期間

令和4年6月6日（月）午前9時から令和4年6月10日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

様式集による

エ 提出場所

大阪市建設局下水道部設備課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビルITM 棟6階

(4) 入札参加資格確認結果の通知

参加表明書及び資格確認申請書の提出期限の最終日を競争参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。なお、当該確認結果については、入札参加者の代表企業に対して令和4年6月22日（水）に市から書面により通知する。

(5) 資料配付

提案内容の検討に必要な資料を配付する。

ア 資料配付申込期限及び申込方法

令和4年4月4日（月）午前9時から令和4年4月12日（火）午後5時までに、「関心表明書兼 資料配付申込書（様式7）」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式8）」に必要な事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、「第 IX 章 2（2）問合せ先に記載のアドレス」に提出する。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2（2）に記載の問い合わせ先」に電話で着信確認を行うこと。

イ 資料配付期間

令和4年4月13日（水）午前9時から令和4年4月19日（火）午後5時までの期間において、資料配付の日程を申込書に記載した日程の中から市で調整を行い事業者へ通知する。

ウ 資料配付方法

（ア）DVD-Rに「別紙5 配付資料リスト」に記載のデータを収めて配付する。

- (イ) 配付資料は、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」での受取りを基本とするが、郵送（着払い）での受取りも可能とする。その際は、送付先の郵便番号、住所、受取人の氏名、電話番号等必要事項を「第 IX 章 2 (2) 問合せ先に記載のアドレス」に電子メールで伝えること。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」に電話で着信確認を行うこと。

エ 配布資料の廃棄方法

配付資料の利用期間は、提案書受付期限の日とし、それまでに配付を受けた DVD-R、複製データ及び印刷物は、事業者の責任において廃棄処分とし「配付を受けた資料の破棄報告書（様式 9）」に廃棄方法等を記入・押印の上、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」に持参若しくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は当日の消印を有効とする。

オ 留意事項

- (ア) 配付資料をいかなる場合も第三者（構成員・協力企業を含む）に開示することは認めない。ただし、申請人の社内に関し限り配付資料の共有は認める。
- (イ) 守秘義務に違反し、第三者に配付していることが判明した場合は、入札参加の資格を取消すことがある。

カ 提出書類

関心表明書 兼 資料配付申込書（様式 7）
守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 8）
配付を受けた資料の破棄報告書（様式 9）

(6) 下水汚泥等の譲与

希望者に対し、下水汚泥等を譲与する。

ア 対象のなる下水汚泥等

- (ア) 消化汚泥
- (イ) 脱水ケーキ
- (ウ) 脱水分離液

イ 譲与の目的

下水汚泥等の譲与は、事業者が応募資料の作成に必要な下水汚泥等に含まれる成分分析を行い、データ収集することを目的とする。

ウ 申込期限及び申込方法

令和 4 年 4 月 4 日（月）午前 9 時から令和 4 年 4 月 12 日（火）午後 5 時までに、「関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書（様式 10）」に必要事項を記入のうえ、電子メールの添付ファイルとして、「第 IX 章 2 (2) 問合せ先に記載のアドレス」に提出する。なお、電子メールは、社用のアドレスから送信し、送信後に「第 IX 章 2 (2) 問合せ先」に電話で着信確認を行うこと。

エ 下水汚泥等の譲与場所

(ア) 舞洲スラッジセンター

住所：〒554-0041 大阪市此花区北港白津 2-2-7

電話：06-6460-2830

(イ) 平野下水処理場

住所：〒547-001 大阪市平野区加美北 2-6-69

電話：06-6686-5123(南部方面管理事務所設備課)

※ 下水汚泥等の譲与は、舞洲スラッジセンター、平野下水処理場いずれか一方のみも可能とする。

オ 下水汚泥の譲与可能な期間

「関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書（様式10）」に記載の第3希望までの中から市で調整を行い事業者へ通知する。なお、下水処理場の運転状況により、下水汚泥等の試料採取が困難となる場合は、試料採取日の日程調整を行うことがある。

カ 下水汚泥等の譲与方法

試料採取箇所については、本市、指定場所とする。

キ 遵守事項

(ア) 下水汚泥等は、市立会の下に、事業者が自らの責任により採取することを基本とするが、事業者の安全確保のため、本市が採取することもある。なお、試料採取に必要な採取容器等は事業者が準備する。

(イ) 譲与された下水汚泥等は、本事業の参画を検討するため以外の目的に使用してはならない。

(ウ) 下水汚泥等の分析結果並びに譲与された下水汚泥等を使用した実験、研究結果については、「関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書」に記載した「下水汚泥等の成分分析結果を共有する企業」以外に共有してはならない。

(エ) 譲与された下水汚泥等の処理処分については、関係法令を遵守すること。

ク 提出書類

関心表明書 兼 下水汚泥等の譲与申込書（様式10）

(7) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和4年6月30日（木）午後5時まで

イ 提出方法

持参による

ウ 提出書類

様式は自由とする

エ 提出場所

大阪市建設局下水道部設備課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ビルITM 棟6階

オ 市からの回答

回答については、令和4年7月15日（金）までに書面により回答する。

（8） 現地見学会の開催

資格審査通過者を対象に、施設や事業用地等を確認するための現地見学会を実施する。

ア 施設確認申込期限及び申込方法

現地見学会参加申込書（様式11）に、必要な事項を記載の上、令和4年6月30日（木）午後5時までに、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。なお、電子メールによる提出の際、件名に「現地見学会参加申込」と表記する。市は電子メール受信後に、着信確認が完了したことを当該電子メールに返信する。万一、令和4年7月1日（金）午後1時までに返信がない場合、下記アドレスに示す担当者までご連絡ください。

イ 申込書の送付先アドレス

第 IX 章 2（2）を参照

ウ 施設確認可能な期間

令和4年7月4日（月）から令和4年7月8日（金）までの期間において、施設確認の日程は、申込書記載の第三希望までの中から市において調整を行い決定する。

エ 電子メール到着確認に関する問い合わせ先

第 IX 章 2（2）を参照

オ 提出書類

現地見学会参加申込書（様式11）

カ 留意事項

1. 現地見学会の日程、時間帯は、ご希望に添えない場合もあります。
2. 現地見学会は、1事業所につき最大3時間程度を予定しております。
3. 現地見学の際は、公共交通機関をご利用ください。
4. 現地見学会において、入札説明書等に関する質問・意見は受付けておりませんのであらかじめご了承ください。

5. 現地見学会のルートは、こちらにて決定した箇所のみとさせていただきますのであらかじめご了承ください。
6. 現地見学会における写真撮影は可能としますが、個人を含む撮影は禁止とします。また、本市職員より撮影禁止箇所の指示があった個所については、撮影を禁止します。

(9) 入札書の提出

入札参加者は入札書を次により提出すること。

入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に該当する金額を入札書に記載すること。よって、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。ただし、契約時の消費税等の税率が上記の税率と異なる場合は、契約時の税率を適用した金額に変更するものとする。

入札書には、入札価格等、必要な事項を正確に記載し、提出の際には内容をよく確認したうえで入札書提出期限までに提出すること。

入札書は、訂正の容易な筆記用具（鉛筆など）で記入しないこと。

入札書を無地封筒（長型3号）に入れ、糊付け、割印し、表に入札参加者または入札参加者の代表企業の企業名、代表者名を記載し、実印を押印の上、提出すること。

入札書を入れた封筒（見本）



なお、一旦提出された入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。

また、入札にあたっては、提案書の添付を求めるものとする。

加えて、入札参加者は、令和4年10月21日（金）午後5時以降に、市ホームページの最新情報を確認してから、入札書を提出すること。

ア 受付期間

令和4年10月24日（月）午前9時から令和4年11月1日（火）午後1時まで

イ 提出方法

持参による（事前に下記提出場所へ電話連絡のこと）

ウ 提出書類

様式集による

エ 提出場所

大阪市建設局下水道部調整課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

電話：06-6615-7594

（10）提案書の提出

入札参加者は、入札書と併せて、次により提案書を持参すること。

ア 提出期間

令和4年10月24(月)午前9時から令和4年11月1日(火)午後1時まで

イ 提出方法

持参による（事前に下記提出場所へ電話連絡のこと）

ウ 提出書類

様式集による

エ 提出場所

大阪市建設局下水道部調整課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM 棟6階

電話：06-6615-7594

（11）開札の日時及び場所

ア 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、本入札については入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。

イ 日時

令和4年11月4日(金)

ウ 場所

大阪市建設局

エ 再度入札について

開札の結果、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

<再度入札の方法>

- ① 再度入札書受付締切予定日時は、開札日の7日後（大阪市における執務の休日を除く）の午後5時とする。再度入札ですべての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、2回目以降の再度入札を行う。その際は、代表企業に別途通知する。
- ② 再度入札の開札予定日時は、再度入札受付締切日の翌日（大阪市における執務の休日を除く）とする。
- ③ 再度入札書受付開始予定日時・再度入札書受付締切予定日時、開札予定日時については、「再度入札通知書」で通知する。
- ④ 再度入札の場合の入札書の提出においては、様式集で指定する「入札価格算定書類」の添付を要しないものとする。

なお、上記の結果、落札候補者がいない場合は、要求水準等の内容を見直し、再度入札を行う場合がある。

（12）基礎審査結果の通知

入札価格及び基礎的事項の確認を行い、審査結果を代表企業に対し通知する。

ア 通知時期

令和4年11月下旬

（13）提案書の内容に関する説明会の実施

基礎審査の通過者は、「大阪市 PFI 事業検討会議」委員の提案内容に対する理解促進を図ることを目的として提案内容の説明を行う。

ア 実施時期

令和4年11月下旬

イ 実施要領

実施要領は、別途定める「提案書の内容に関する説明会 実施について」に従い、日時、場所等詳細を代表企業に基礎審査の結果とともに通知する。

（14）落札者の決定・公表

落札者の決定及び公表については、「6 審査及び選定手続き」に示す。

ア 公表時期

4 入札参加に当たりの留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 入札参加に係る費用

資格確認申請書類、提案書の作成及び提出に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 公正な入札参加の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(4) 入札の辞退

参加表明書の提出以降、入札を辞退する場合、入札参加者の代表企業は、提案書の提出期限（令和4年11月1日（火）午後1時）までに、入札辞退届（様式19）を提出すること。

また、入札参加者の代表企業が、当該提出期限までに入札書及び提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該入札参加者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。また、落札者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

ウ 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(6) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者を含む）は、市が提供する資料を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札を無効とする。

ア 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の一に該当する入札

イ 提出期限までに提案書を提出しない者の入札

ウ 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

(ア) 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札となるべき者がした低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格の入札

(イ) 本市工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第 15 条の規程に該当する技術者を配置できない落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(ウ) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(エ) 入札価格内訳書を提出しない者が行った入札

(オ) 提出した入札内訳書に事業名称、入札価格の内訳、入札価格の記載がない

エ 低入札価格調査等により開札時に落札決定しない場合において、入札参加者の構成員又は協力企業が、開札時から落札決定までの間において次のいずれかに該当した場合

(ア) 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合

(イ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

(ウ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

(エ) 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過した場合

オ 後記 5（1）ケに定める関係会社の参加制限に該当する 2 社がしたそれぞれの入札

(9) 入札の中止

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

なお、中止等の場合において、書類作成等のために入札参加者がその時点までに費やした費用は、全て入札参加者の負担とする。

(10) 予定価格

予定価格は、設計金額に0.995～1.000（小数点第3位止め）の範囲で、無作為に抽出した調整率の数値を乗じて算出する。

(11) 低入札価格調査

ア 落札となるべき入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。

イ アによる入札者に対して別途定める低入札価格根拠資料（以下、「根拠資料」という。本市指定様式）の提出を求める。根拠資料については、落札者の決定及び公表の翌日（市における執務の休日を除く）午後5時までに前記3（9）エに示す場所に提出すること

ウ 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち落札者決定基準に示す総合評価点が高い者（以下、「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には低入札価格調査を行うものとし、根拠資料の提出を求める。提出については市の指示に従うこと。

以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

エ 調査基準価格の設定は、以降に示す（ア）～（ウ）の合計とする。

オ 調査基準価格を算出する際の価格の端数については、その額が100,000円以上の場合には、1,000円未満の切り捨て、100,000円未満10,000円以上の場合には、100円未満切り捨て、10,000円未満の場合には、円未満を切り捨てて処理する。

（ア）設計業務の調査基準価格

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額（設計業務の予定価格算出基礎額）に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額（a）とする。ただし、その金額が、設計業務の予定価格算出基礎額に10分の8を乗じて得た額（b）を超える場合にあっては、設計業務の予定価格算出基礎額に10分の8を乗じて得た額（b）に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額（c）とし、設計業務の予定価格算出基礎額に10分の6を乗じて得た額（d）に満たない場合にあっては、10分の6を

乗じた額(d)に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(イ) 建設業務の調査基準価格

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額（建設業務の予定価格算出基礎額）に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。ただし、その金額が建設業務の予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)を超える場合にあっては建設業務の予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(c)とし、建設業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に満たない場合にあっては建設業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じた額(d)に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。

業種区分	A	B	C	D
建設業務	直接工事費の額に10分の9.7乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(ウ) 維持管理・運營業務の調査基準価格

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額（維持管理運營業務の予定価格算出基礎額）に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。ただし、その金額が維持管理・運營業務の予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(c)とし、維持管理・運營業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に満たない場合にあっては維持管理・運營業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。

業種区分	A	B	C	D
維持管理・運営 業務	直接業務費の額に 10分の9.7を乗じて 得た額	共通仮設費の額に 10分の9を乗じて得 た額	現場管理費の額に 10分の9を乗じて得 た額	一般管理費等の額に 10分の5.5を乗じて 得た額

(12) 価格による失格基準

- ア 価格をもって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、そのものを落札者としめないものとする価格による失格基準を設ける。
- イ 失格基準価格の設定は、以降に示す（ア）～（ウ）の合計とする。
- ウ 失格基準価格を算出する際の価格の端数については、その額が100,000円以上の場合は、1,000円未満の切り捨て、100,000円未満10,000円以上の場合は、100円未満切り捨て、10,000円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理する。

(ア) 設計業務の失格基準額

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額(予定価格算出基準額)に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。ただし、その金額が設計業務の予定価格算出基準額に10分の8を乗じて得た額(b)を超える場合にあっては設計業務の予定価格算出基準額に10分の8を乗じて得た額(b)に10,000分の9,950から10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(c)とし、設計業務の予定価格算出基準額に10分の6を乗じて得た額(d)に満たない場合にあっては、10分の6を乗じた額(d)に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等 の額に10分の 4.8を乗じて得た額

(イ) 建設業務の失格基準額

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額(建設業務の予定価格算出基準額)に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。

1. 土木工事・舗装工事・造園工事・しゅんせつ工事・管更生工事等

(土木・舗装・造園工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

業種区分	A	B	C	D
建設業務	直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2. 建築工事等

(建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

業種区分	A	B	C	D
建設業務	直接工事費(直接工事費-現場管理費相当額 [※])の額に10分の7.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額	現場管理費(現場管理費+現場管理費相当額 [※])の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

※ 現場管理費相当額は、直接工事費の10%とする

3. 諸設備工事(プラント機械・電気設備)

業種区分	A	B	C	D
建設業務	直接経費 ^{※1} のうち機器費 ^{※2} を除いた額に10分の7.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額	現場管理費(現場管理費+据付間接費+設計技術費)の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等のうち機器費の一般管理費等を除いた額に10分の3を乗じて得た額

※1 機器費+直接工事費

※2 機器費(修理費含む)は、当該機器製作者の一般管理費等を除く

(ウ) 維持管理・運營業務の失格基準額

以下に掲げる表中、AからDまでに掲げる額の合計額(予定価格算出基礎額)に10,000分の9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(a)とする。ただし、その金額が維持管理・運營業務の予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)を超える場合にあつては維持管理運營業務の予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額(b)に10,000分の9,950から1の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(c)とし、維持管理・運營業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に満たない場合にあつては維持管理運營業務の予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額(d)に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで無作為に選んだ係数を乗じた額(e)とする。

業種区分	A	B	C	D
維持管理運営	直接業務費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

5 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ア 入札参加者は、構成員、協力企業により構成される企業グループとする。
- イ 構成員とは、SPCに出資し、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。
- ウ 協力企業とは、SPCに出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。
- エ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めるものとする。
- オ 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、構成員からの出資によりSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に通知するものとする。
- カ 入札参加者は、構成員の企業名、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。
- キ SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。出資額は事業者の提案とする。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の企業グループの構成員又は協力企業として重複して入札に参加できないものとする。
- ケ 次のいずれかの関係に該当する企業は、別々の企業グループの構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

- A 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- A 一方の会社の役員*が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

※ 役員とは、法人の場合は取締役等をいう。また、個人の場合は代表者をいう。
なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

(ウ) 以下のいずれかに該当する2社の場合

- A 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- B 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- C 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- D 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- コ 入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。

(2) 入札参加者の制限

入札参加者の構成員及び協力企業は、競争参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、競争参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ア 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び PFI 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
- イ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ウ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 PFI 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- エ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう）にない者であること。
- オ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

カ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

キ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

ク 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

(ア) 令和 2 年度下水道事業に係る導入可能性調査業務委託

受託者 有限責任監査法人 トーマツ

(イ) 大阪市汚泥処理施設整備運営事業に係るアドバイザー業務委託

受託者 株式会社ニュージェック

弁護士法人 御堂筋法律事務所

(3) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は少なくとも「設計・建設企業」、「維持管理・運営企業」で構成されるものとし、構成員及び協力企業は、参加資格の競争参加資格確認基準日において、担当する業務について参加資格要件を満たすことを必要とする。

ア 設計・建設企業

設計・建設企業は、次の（ア）、（イ）を満たすこととする。ただし、汚泥資源化施設の設計・建設企業は、（ア）、（イ）、（ウ）の要件を満たしている構成員とすること。また、設計業務を建設コンサルタントに分担する場合、（イ）の要件を満たすものとする。

(ア) 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本事業において担当する工事の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとし、設計業務を建設コンサルタントに分担する場合は、建設コンサルタントの「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録され、かつ、建築士法の規定による 1 級建築士事務所として登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(ウ) 平成 17 年度以降の公共下水道、流域下水道において、処理能力 14.3t-DS/日以上 の汚泥焼却、汚泥溶融、汚泥炭化、汚泥乾燥いずれかの元請（共同企業体の場合は代表者に限る。また、公共下水道、流域下水道で設立された SPC から直接請け負った実績も認める）として、自社にて設計・建設（建設中は除く）の履行実績を有すること。ただし、補修工事は履行実績から除く。

イ 維持管理・運営企業

維持管理・運営企業は、(ア)の要件を満たすものとする。ただし、汚泥資源化施設の維持管理・運営企業は、(ア)(イ)の要件を満たしている構成員とすること。

- (ア) 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む）に関する入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (イ) 平成17年度以降の公共下水道、流域下水道において、処理能力14.3t-DS/日以上
の汚泥焼却、汚泥溶融、汚泥炭化、汚泥乾燥のいずれかの運転管理の1年以上の履行実績（契約が完了していない実績も認めるが、1年以上の履行実績を有するものに限る。また、共同企業体での履行実績、公共下水道、流域下水道事業で設立されたSPCから直接請け負った実績も認める）を有していること。

ウ 上記ア、イ以外の企業

- (ア) 上記ア、イ以外の企業が構成員又は協力企業として入札に参加する場合、本事業において担当する業務の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

本事業において担当する業務が、「大阪市入札参加有資格者名簿」の種目に該当しない場合は、「大阪市入札参加有資格者名簿」の登録は問わない。

(4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

6 審査及び選定手続き

(1) 大阪市PFI事業検討会議の開催

市は、落札者等の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成される「大阪市 PFI 事業検討会議」（以下「検討会議」という。）において意見聴取を行うこととする。

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院 都市経営研究科 教授
座長代理	貫上 佳則	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
委員	高島 康德	公認会計士・税理士・不動産鑑定士
委員	塩田 千恵子	弁護士
委員	伊與田 浩志	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の座長、座長代理、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

(2) 落札者の決定

市は、検討会議より意見聴取を行った上で、入札参加者からの提案書について、ライフサイクルコストを踏まえた提案価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

(3) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページ等において公表する。

(4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、または本事業を PFI 法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市はその旨を市ホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公表する。

7 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき基本協定を市と締結しなければならない。

ア 基本協定の締結時期

令和5年2月上旬

(2) SPCの設立

落札者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本等を提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、事業契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はSPCの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

(3) 落札者による事業準備行為

落札者は、株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(4) 事業契約の締結

ア 事業契約の締結

市は、SPCと事業契約を締結する。

イ 事業家役の締結時期

令和5年3月下旬

ウ 契約内容

事業契約書において、SPCが遂行すべき業務内容、サービス対価の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

エ 事業契約に係る契約書作成及び費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、SPCの負担とする。

また、事業契約書作成のために提案書一式（2部）及びその電子データを提出する。

(5) 事業の開始

SPC は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、SPC が業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行すること。

第Ⅳ章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。また、事業契約等に特段の定めのない限り、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

市と事業者のリスクは、事業契約書（案）に示す。

2 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、落札者決定後、落札者が正当な理由がなく基本協定を締結しない場合は、落札金額〔入札内訳書の記載した施設建設費（サービス対価 A の総額）と、維持管理・運営費（サービス対価 B とサービス対価 C の合計額を 1 年あたりの額に換算した額）を合計し、その合計額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額〕の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。また、この場合に、大阪市競争入札参加停止措置要綱も適用される。

(2) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次のア、イに示す契約保証金を納付するものとする。

ア 設計・建設期間中の契約保証金は、設計業務及び建設業務に係る対価の 100 分の 10 以上とする。

イ 維持管理・運営期間中の契約保証金は、維持管理・運営業務に係る対価の 100 分の 10 以上とする。

ただし、事業者は、以下に示すいずれかの方法をもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。

① 契約保証金の納付に代わる有価証券その他の担保の提供

1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

② 市を被保険者とする上記の契約金額相当額の 100 分の 10 以上に相当する金額の履行保証保険の締結、当該保険証書の市への提出（事業者を被保険者とする場合には、事

業者の負担により、その保険金請求権に、必要となる違約金支払債権を被担保債権とする質権を、市のために設定すること)

なお、維持管理・運営期間中の履行保証保険について、1年以上の保険期間を設定することを前提に、維持管理・運営期間中において更新ができるものとする。この場合の保証額は、当該保険期間における維持管理・運營業務に係る対価の100分の10以上に相当する額とすることができる。

契約保証金に関する詳細は、事業契約書（案）に示す。

3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

市は、事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、事業者に対して改善措置を求めることができるものとするほか、事業者に支払うべきサービス対価のうち、維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができる。

なお、モニタリングや改善措置等の具体的な方法等については、事業契約書（案）に示す。

4 業務の履行の検査等

(1) 施設の完成検査

市は施設の引渡しを受ける前に、事業契約に定められた性能を満たしているかについて検査を行う。市は、上記の検査の結果、当該施設が事業契約に定めた性能を満足しない場合は事業者にも補修を求め、検査の合格をもってサービス対価のうち設計及び建設業務に係る対価を支払う。

(2) 維持管理・運營業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に検査を行い、サービス対価のうち維持管理・運營業務に係る対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業計画に定めた条件に適合しない場合、市は前項3の措置を講ずる。

5 保険

事業者は、本事業期間中、事業契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、保険に関する詳細は、事業契約書（案）に示す。

第 V 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象施設の立地に関する事項

本事業が対象とする施設の立地等に関する事項は、次のとおりである。

事業対象施設	所在地	用途地域
舞洲スラッジセンター	大阪市此花区北港白津 2 丁目 2-7	準工業地域
平野下水処理場（汚泥処理施設）	大阪市平野区加美北 2 丁目 6-69	準工業地域
此花下水処理場	大阪市此花区酉島 5 丁目 10-62	準工業地域

2 本事業の対象施設の概要

本事業が対象とする現在の施設の概要は次のとおりとする。

(1) 舞洲スラッジセンター

対象とする施設は、脱水機施設、汚泥再資源化施設、脱水分離液処理施設、必要な電気設備（受変電設備を含む）、建築機械設備・建築電気設備とする。各施設の種類、設置数等は、以下の施設規模を条件に、事業者の提案によるものとする。

ただし、改築期間中は、既設施設の維持管理は含まないものとする。

ア 敷地面積

約 33,900 m²

イ 施設規模

(ア) 地上 6 階、地下 1 階

(イ) 建築面積：約 17,000 m²

(ウ) 延床面積：約 40,000 m²

※ 当該建屋は現状を維持し、主要設備の改築を行うものとする

ウ 主要設備

本事業において必要となる能力を満たすものとして改築を予定。

(ア) 汚泥溶融設備…750t/日（150t/日×5基）（現在）

(イ) 汚泥脱水設備…300m³/時（60 m³/時×5台）（現在）

(ウ) 脱水分離液処理施設…3,120 m³/日×3系列（現在）

※ 脱水分離液処理施設を舞洲スラッジセンターに設置できない場合は、此花下水処理場に設置することも可能とする。此花下水処理場に設置する場合でも、脱水

分離液処理施設(送水ポンプ設備及び敷地内配管を含む)は本事業の維持管理・運営業務の対象範囲とする。

- (エ) 排ガス処理設備
- (オ) 集塵装置 (ばいじん対策)
- (カ) 脱硫装置 (硫黄酸化物対策)
- (キ) 脱臭・脱硝装置 (臭気・窒素酸化物対策)
- (ク) その他、前項に関連する電気設備等
- (ケ) 建築機械設備、建築電気設備

(2) 平野下水処理場内 汚泥処理施設

対象とする施設は、脱水機施設、汚泥再資源化施設、脱水分離液処理施設(維持管理・運営のみ)、必要な電気設備(受変電設備を含む)とし、土木基礎、建屋の建築、建築機械設備、建築電気設備を含み、炉は1炉改築すること。

ア 施設規模※

- (ア) 脱水機施設、汚泥溶融炉等に相当する施設の改築場所は、別途確保されている用地で行うものとする。
- (イ) 別途確保されている用地面積は、約 2,400 m²である。

※ 別途事業契約されている大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業(汚泥炭化炉)部分は含まない

イ 主要施設

本事業において必要能力を満たすものとして改築予定

- (ア) 汚泥溶融設備…150t/日×1基(現在)
- (イ) 汚泥脱水設備…160m³/時(40m³/時×4台)(現在)

汚泥脱水設備は、平野下水処理場で処理する全体汚泥量を対象とする。

- (ウ) 脱水分離液処理施設…1,350m³/日

脱水分離液処理施設の対象は既設維持管理・運営のみで、改築は対象外とする。

- (エ) その他、関連する土木、建築、電気設備等

3 本事業の対象施設の規模

本事業は、大阪市の下水道事業計画、これまでの下水処理の実態を踏まえ、事業者にて事業期間中に想定される発生汚泥量を算定し、施設の定期修繕など停止期間中の対応を含めて事業を計画し、その計画に基づき施設整備を行い、施設整備を行った後に維持管理・運営を行うものである。

令和15年度末までは、今回施設整備した汚泥脱水施設により脱水した汚泥のうち、150t-wet/日（33.3t-DS/日、脱水ケーキの含水率78%の場合）を市が別途事業契約している「大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業」に炭化炉施設の定期修繕日を除く期間（330日）供給し、それ以外の汚泥を本事業で処理するものとし、令和16年度以降は、脱水した汚泥の全量を処理するものとする。

第 VI 章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、または事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関連して発生したすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 VII 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記 1 の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に業務改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合は、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記イの規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

(4) 事業契約解除を行う際の措置

上記(1)～(3)により事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保する。また、事業者は、新たな事業実施者に運転継続のために必要な引継ぎを行うとともに、事業者は、新たな事業実施者による運転継続が可能となるまで事業を継続するなど、市の下水道事業を継続させるために必要な期間、事業者が本事業の継続義務を負うものとする。なお、詳細は事業契約書(案)に示す。

第 VIII 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は必要に応じて協力する。

第 IX 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、事業契約範囲における財源確保について、令和 4 年 3 月の大阪市会にて債務負担行為の設定に関する議決を得ている。

2 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

アドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>

(2) 問い合わせ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、入札説明書等、事業者選定に関する質問等、電話等での直接回答は行わない。

大阪市建設局下水道部設備課

電 話 06-6615-7895

メール odeiseibi@city.osaka.lg.jp